

第4回 茨木市立保育所民営化検討委員会議事要旨

- 1 日 時 平成23年1月31日(月)午後1時から午後2時10分
- 2 場 所 茨木市役所 本館6階第1会議室
- 3 出席委員(順不同、敬称略)
津田副市長、村田こども育成部長、久保人事課長、上田政策企画課長、小林財政課長、染川こども政策課長、佐藤子育て支援課長、森岡保育課長、河井教育政策課長、中村保育課指導主事、平出保育課副主幹、
- 4 傍聴者 6名
- 5 案 件
(1) 法人ヒアリングについて
(2) 財政的効果について

6 発言要旨

案件(1) 法人ヒアリングについて

事務局：本日のこの会議は公開となっており、傍聴者に同席をいただく。

議 長：民営化事業について、当初の計画どおり実施してきたので、各法人には、意見ををお願いしたくおいでいただいた。

意見をいただく項目として、「募集要項」、「合同保育」、「引き継ぎ保育」、「巡回保育」について、忌憚のない意見、感想をお願いしたい。

「募集要項」について

法 人：〔移管先法人〕

- ・ 保育園運営経験の法人に限った方がよい。
- ・ 茨木市内に社会福祉法人の本部があることを限定したことは、茨木市の子どもたちの健全な育成に責任を持つということで、私立保育園連盟による話し合いができてよかった。
- ・ 移管先法人の選考方法、採点方法、配点等に疑問が残り、解消されないまま4年が過ぎた。問題ではないのか。
- ・ 改修費500万円では無理なので、改修内容によっては、バックアップ体制を考えていただきたい。
- ・ 基本方針の目標に掲げられていることが、事細かい条件、内容等規定でしぼり、その上、市当局からの配慮、援助も得られていない。

〔保育内容〕

- ・「公立を5年間引き継ぐ」必要性、理由がわからない。
- ・公立を引き継ぐのであれば、共通認識が必要。
- ・保育内容項目の4、6、9、10、12は削除すべきだ。保護者の同意、納得が必要であり、市がいつまでも関与すべきでない。
- ・公立の保育を5年間引き継ぐということは、民営化の意味がない。
- ・保育内容に関わる記述は不要。

〔保育士等〕

- ・常勤職員の2分の1以上が、経験年数4年以上必要は、移管先決定時から揃えるのは難しい。
- ・4年以上の根拠が分からない。
- ・1歳児の対数5対1を茨木市の認可保育所基準にさせていただきたい。

〔その他〕

- ・土地の無償貸与は市の事業を引き継ぐのだから妥当である。
- ・意向調査は保育の向上を図ることができるのか。
「公立と違う」という不満を聞くだけではないのか。
通常満足している人は意見を言わない。

「合同保育」について

- ・1月からの合同保育だと人が集まらない。
- ・この期間だと、本園の職員を異動させることになり、途中で担任を外すことになる。
本園の子ども、保護者に不安を与える。
この時期の合同保育はいかがか。
- ・身分が不安定であるなか、何を学ぶのか。求められているものが分からない。
- ・1か月あれば、それなりのことは学べる。
- ・4月から1年間一緒に保育すれば、すべてが引き継げたのではないか。
- ・この時期は厳しく、公立も民間も年度末のまとめができないので不満である。
- ・保育内容を3か月で引き継ぐのは無理である。
- ・看護師、調理員の引継5回は極端に少なく、後々困難をきたす。

「引き継ぎ保育、巡回保育」について

- ・6か月の引き継ぎが、一番内容があった。
- ・保護者の安定的な存在になり、よかった。
- ・民間職員の相談相手にもなっていただきよかった。
- ・「保護者の安心を」というなら、7時から19時の間をカバーすべきではないか。17時に終了していた。
- ・3か月は短い。

- ・ 3 か月でよい。
- ・ 5 年間引き継ぐというのであれば、引き継ぎ保育も短縮、延長もありではないのか。

議長：「案件(1) 法人ヒアリング」は、これで終了する。

各法人列席者、退場

案件(2) 財政的効果について

議長：公立保育所を民営化したことによって、財政的にどういう効果があったかということも事業評価の重要な項目なので、この点について意見をうかがいたい。

試案だが、財政的にどういう効果があったのか、まとめているので、事務局から説明を願いたい。

事務局：まず 19 年度の民営化に伴う効果額試算から説明をする。

これは民営化前の 2 保育所における公立保育所の運営経費と私立保育園の運営等補助金負担金を対比している。

(資料説明)

議長：民営化前の市の支出経費と民営化後の市の支出（補助金）を差し引いたものが、財政的な効果分ということが基本的な考えである。ただ、決算書等で担当課が出したもののなので、財政の方でこの内容で間違いがないかどうかをチェックしていただきたい。算出方法等に問題があるかないかどうか、その辺の意見があればいただきたい。

この経費問題等については、民営化のメリット部分として、市が説明してきた内容なので、重要な資料になると思う。

算出方法に問題はないか、この委員会で検討したい。

委員：基本的に市全体から見て、こういう出し方しかないのではないかと思う。

細部については検討してみたいと思うが、概ねこれでよいのではないかと思う。

議長：人件費の算出については、個々の保育所の当時のアルバイト、パート、正規職員の数は書類から拾っているのだが、それでよいか。

委員：その当時、在籍していた職員の年収等を拾い出して、給料、報酬等を算出しているほか、賃金についてもデータ管理をしているので、その辺りは正確な数字が出ていると思う。

議長：保育所規模というよりも、年齢構成の高い保育所が民営化された場合、人件費等一般的なベースより高くなると思うのだが、定員が 120 人の保育所で 15 人の保育士がいても、年齢構成が高ければ、人件費比率が高くなるということなので、実際民営化された保育所の実の分で算出していかざるを得ないということになる。

事務局：保育料等というのは、保育料、延長保育料、給食費を足したものになる。

実際に、公立保育所の運営経費から保育料等の収入を差し引いて、市の負担額を算出している。

議長：この資料の数値は、もう一度精査する必要がある。最終的に財政的效果とするが、委員の方々は、この資料を持ち帰り、特に担当部署のところでもう一度検討いただきたい。

試案であるため、資料については取扱いに注意いただきたい。

この問題は次回の委員会で引き続き検討していく。

数字が変われば、報告いただきたい。

これで終了する。